指標 5.2.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 5.2.1 これまでにパートナーを得た 15 歳以上の女性や少女のうち、過去 12 か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合(暴力の形態、年齢別)

ターゲット 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

ゴール 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を 行う

定義及び根拠

○ 定義

・指標 5.2.1: これまでに配偶者を得た女性のうち、過去 1 年以内に現在 又は過去の配偶者からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要 の被害経験のある女性の割合(暴力の形態、年齢別)

○ 概念**

配偶者とは、婚姻届けを出した夫婦に加え、婚姻届けを出していない事 実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別、事実婚解消)も含む。

身体的暴行とは、例えば、殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突飛ばしたり、体をおさえつけたり、首を絞めたりするなどの身体に対する暴行をいう。

心理的攻撃とは、例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き 先、電話・メールなどを細かく監視・制限したり、長期間無視するなどの 精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられ るのではないかと恐怖を感じるような脅迫などをいう。

経済的圧迫とは、例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなどをいう。

性的強要とは、例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、同意していないのに性的な画像・動画を撮影される避妊に協力しないなどをいう。

※2023年調査に基づく概念。

○ 根拠及び解釈

女性に対する暴力は、ジェンダーに基づく暴力の最も一般的な形態である。この指標は、この問題の規模を測定し、さまざまな形態の暴力とその 影響を理解し、リスクの高いグループを特定し、援助を求めることに対す る障壁を探り、適切な対応が提供されるようにするために必要な被害経験 に関するデータを提供する。この指標を恒常的に追跡することで、変化を 監視し、介入の有効性を評価することができる。

データソース及び収集方法

「男女間における暴力に関する調査」

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11 top.html

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
- ・指標 5.2.1:過去 1 年以内に配偶者からの暴力の被害経験のある女性の各年代の有効回答者数÷調査におけるこれまでに配偶者を得たことのある女性の各年代の有効回答者数×100
- コメントと限界
- 15歳~17歳のデータはない。
- ・「男女間における暴力に関する調査」は、1999年から開始し、3年ごとに調査を実施している。調査対象は2020年調査までは20歳以上の男女、 2023年調査では18歳以上59歳以下の男女。
- ・定義に沿った調査項目について調査を実施しているのは 2014 年調査以降である。

データの詳細集計

- ・暴力の種類別(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)
- ・年齢区分別[※](18~19 歳、20 代、30 代、40 代、50 代) ※2020 年調査までは20 代、30 代、40 代、50 代、60 代以上

参考

「男女間における暴力に関する調査」 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/evaw/chousa/h11_top.html

データ提供府省

内閣府

関連政策府省

内閣府、警察庁、厚生労働省

担当国際機関

国連児童基金(UNICEF)

国連女性機関(UN Women)

国連人口基金(UNFPA)

世界保健機関(WHO)

国連薬物・犯罪事務所(UNODC)